

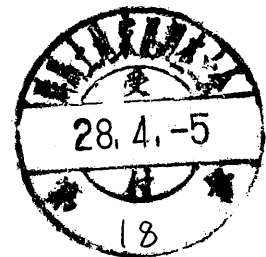
日 調 連 発 第 3 号
平成 2 8 年 4 月 5 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

国土調査法第 1 9 条第 5 項の認証の申請先の変更について（通知）

標記について、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課から、別添のとおり協力依頼がありましたので、貴会所属会員への周知につき配意いただきますようお願いいたします。



事務連絡
平成 28 年 4 月 1 日

日本土地家屋調査士会連合会 担当者 殿

国土交通省 土地・建設産業局
地籍整備課 課長補佐

国土調査法第 19 条第 5 項の認証の申請先の変更について（周知）

平素より地籍整備の推進に多大なるご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今般、国土調査法第 19 条第 5 項の規定による国土交通大臣の指定に関する事務の一部が地方整備局等に移管されることに伴い、国土調査法第 19 条第 5 項の認証の申請先が平成 28 年 4 月 1 日より別表のとおり地方整備局等（一部地域を除く）に変更されるので周知いたします。

なお、本変更に伴い「民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について」（平成 26 年 3 月 12 日付け国土籍第 306 号国土交通省土地・建設産業局長通知）の記 7 における指定申請書の送付先についても別表のとおりとなりますので、貴団体の会員に周知いただきますようお願いいたします。

【本事務連絡に関する問合せ先】

国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課

調査第一係長（推進担当） 大谷（内 30525）

整備推進第一係長（認証担当） 森田（内 30526）

直通電話：03-5253-8384

別表

測量・調査を 実施した都道府県	指定申請書の送付先
北海道	国土交通省 北海道開発局 事業振興部 都市住宅課
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	国土交通省 東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県	国土交通省 関東地方整備局 建政部 計画管理課
新潟県 富山県 石川県	国土交通省 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	国土交通省 中部地方整備局 建政部 計画管理課
福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 計画管理課
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画管理課
沖縄県	国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課